

Q. 建設リサイクル法ってどんな法律？

A. 主に解体工事から発生する廃棄物を 分別してリサイクルするための法律です！

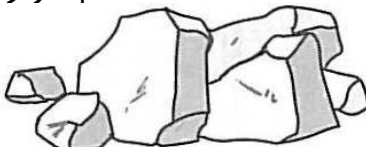



◇ほぼすべての解体工事に加えて、大規模な工事でも対象に

解体工事を行う場合、建設リサイクル法の対象となるのは解体する部分の延べ床面積が80㎡以上となる場合です。解体工事に加えて、500㎡以上の新築工事、1億円以上のリフォーム工事、500万円以上の工作物に関する工事も対象となります。

■対象建設工事となる範囲

工事の種類	規模の基準(下記規模以上)	
建築物の解体	延べ床面積	80㎡
建築物の新築・増築	延べ床面積	500㎡
建築物の修繕・模様替等(リフォーム)	工事金額	1億円
その他の工作物に関する工事(土木工事等)	工事金額	500万円

■特定建設資材

①コンクリート 	②コンクリート及び鉄から成る建設資材 
③木材 	④アスファルト・コンクリート 

◇ミンチ解体ではなく分別解体を

建設リサイクル法は、平成12年に制定されました。建設工事から排出されるコンクリートや木材などの特定建設資材は、発生量が多く、リサイクルされなければ埋立を行うしかないことから、最終処分場の逼迫の原因にもなっていました。一方で、コンクリートや木材は、分別して排出することができればリサイクルすることも可能な再資源化材です。

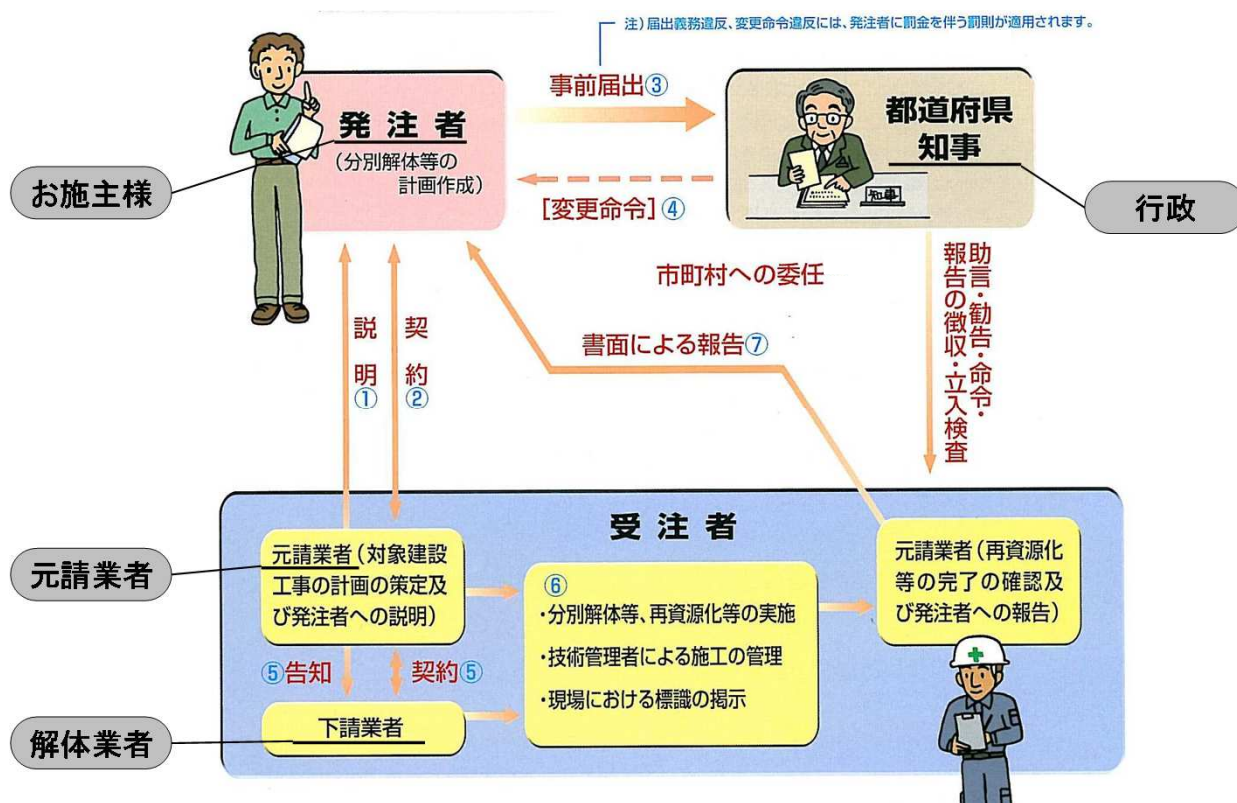
解体工事を例にすれば、様々な廃棄物が混合状態で排出される、いわゆるミンチ解体ではなく「分別解体」を行うことによって、リサイクル率を向上させることを目的としています。

◇お施主様が届出を行う責任がある

お施主様に分別解体の方法などを説明し、契約後に、お施主様の責任で届出書を行政に提出します。この届出書は、委任を受けて、建設業者が提出することも可能であり、建設業者が代行することが一般的です。発注者であるお施主様が届出を行うことと定めている理由は、再資源化を行うために必要なコストを、お施主様に認識してもらうためです。この届出義務についての説明を怠ると、お施主様が最大で20万円の罰金の対象となってしまいます。

建設リサイクル法の対象となる工事を受注した場合、下図の①～⑦までの順に事務的な対応を行います。

■分別解体・再資源化の発注から実施への流れ



建設副産物リサイクル広報推進会議パンフレットより

◇こんな工事も建設リサイクル法の対象に

建設リサイクル法の対象となる工事は、解体工事が中心ですが、新築工事や外構工事でも対象となる場合があります。新築工事の場合、延べ床面積500㎡以上の工事が対象となりますが、契約単位ごとに判断するため、100㎡の住宅を5棟新築する工事でも対象となります。アパートと母屋の同時工事などでも対象となる場合があるでしょう。

また、工作物に関する工事は工事金額500万円以上で対象となるため、アプローチやカーポートなどの外構工事を行う場合にも対象となる可能性があります。

今回のポイント

建り法の対象となる工事では、届出・分別・リサイクルが必要！！